

(再評価)

資料 2 - 2 - ②

平成 28 年 度 第 4 回
関 東 地 方 整 備 局
事 業 評 価 監 視 委 員 会

江戸川 特定構造物改築事業 (行徳可動堰改築)

平成28年9月2日

国土交通省 関東地方整備局

**前回評価
平成26年12月時点**

河川事業

平成26年度

再評価

事業名 (箇所名)	江戸川特定構造物改築事業(行徳可動堰改築)		担当課 担当課長名	水管理・国土保全局治水課 大西 直		事業 主体	関東地方整備局			
実施箇所	千葉県市川市									
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業									
事業種別	老朽化対策、耐震対策、管理構設置									
事業期間	平成5年度～平成29年度									
総事業費(億円)	約109		残事業費(億円)	約17						
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中流部から下流部にかけて市街地が広がり、特に下流部は人口・資産が集中し、JRや私鉄各線、高速道路や国道など基幹交通網が整備されており、わが国の政治・経済の中核となる区域を流下している。また、流域の大部分が洪水時に河川の水位より低い位置にあり、河川が氾濫すると甚大な被害が発生することが想定される。 <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水時にゲート開操作を行い、安全に洪水を流下させる。 ・通常時はゲートを閉めて、塩分の遡上を防止し安定した取水(上水、農水、工水)を可能にする。 <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する 									
便益の主な概観	年平均浸水軽減戸数:476戸 年平均浸水軽減面積:8.4ha									
事業全体の投資効率性	基準年度	平成26年度								
	B:総便益(億円)	2,299	C:総費用(億円)	153	B/C	15.0	B-C	2,146	EIRR(%)	15.3
残事業の投資効率性	B:総便益(億円)	2,299	C:総費用(億円)	20	B/C	111.5				
感度分析	残事業費(+10%~-10%)		残事業(B/C)		全体事業(B/C)					
	103.3 ~ 121.2		103.3 ~ 121.2		14.8 ~ 15.1					
	113.4 ~ 109.7		113.4 ~ 109.7		15.5 ~ 14.4					
	100.7 ~ 122.3		100.7 ~ 122.3		13.5 ~ 16.4					
事業の効果等	・河川整備基本方針規模の洪水において江戸川左岸12.5km付近で破壊した場合、事業実施により最大孤立者数は約9.2万人から 約5.7万人に、電力の停止による影響人は約14.8万人から約9.4万人に軽減される。									
社会経済情勢等の変化	・江戸川流域の関係市町村における総人口、総世帯数等、沿川の状況に大きな変化はないが、江戸川は、ひとたび氾濫すると、その被害額は首都圏までおよび、その周辺には都市化の著しい埼玉県、千葉県等が含まれており、氾濫被害は甚大となる。									
事業の進捗状況	・平成24年度以降、老朽化対策・耐震対策を実施した。									
事業の進捗の見込み	・今後も事業実施にあたっては、社会情勢等の変化に留意しつつ、地元関係者等との調整を十分に行い実施する。									
コスト削減や代替案立案等の可能性	・既存施設の戸当たりを利用し、斜めに引き上げるシェル構造ローラゲートを採用することで、コスト削減を図った。 ・仮締切にあたり、フローティングゲートを採用することで、コストを削減を図った。									
対応方針	継続									
対応方針理由	・当該事業は、現段階においても、その事業の必要性は変わっておらず、引き続き事業を継続することが妥当と考える。									
その他	<p><第三者委員会の意見・反映内容></p> <p>特に意見なし。</p> <p><茨城県の意見・反映内容></p> <p>洪水時における江戸川の流下能力が高まることで、利根川の治水安全度が向上することから、行徳可動堰改築事業の早期完了を図るため、本事業の継続を希望します。</p> <p>また、コスト削減を図るとともに、地元の意見に配慮しながら事業を進めていただくようお願いいたします。</p> <p><群馬県の意見・反映内容></p> <p>利根川及び江戸川の治水安全度の向上の促進を図る必要があることから、事業継続を希望する。</p> <p><埼玉県の意見・反映内容></p> <p>昭和22年のカスリーン台風時に利根川が氾濫し、甚大な被害を受けた埼玉県にとって、利根川及び江戸川の治水対策は県民の安心安全を確保する上で、大変重要です。</p> <p>行徳可動堰は堰上流への塩水の遡上を防止し、埼玉県新三郷浄水場における、安定した取水に不可欠な施設です。</p> <p>引き続きコスト削減に十分留意し、効率的効率的に整備を進めていただくようお願いいたします。</p> <p><千葉県の意見・反映内容></p> <p>行徳可動堰は、東京湾からの塩水遡上を防止し、安定した取水を可能にするるとともに、江戸川の洪水を安全に流下させるため、本県にとって治水・利水上必要な施設です。</p> <p>可動堰の改築工事は、本年度完成したところですが、管理構として利用することとなる県道市川浦安線 行徳橋は、国・県の共同事業として、本年度架設工事に着手し平成29年度完成となっております。</p> <p>引き続きコスト削減に取り組みとともに当該事業が早期に完了するように努めていただきたい。</p> <p><東京都の意見・反映内容></p> <p>過去の水害実績や流域河川の人口・資産の集積状況に鑑みて利根川・江戸川の河川整備の果たす役割は非常に大きい。</p> <p>特に、行徳可動堰の老朽化は著しく、治水能力の維持に向けて早急に改築することが必要であることから、着実に事業を進めていただくとともに、引き続きコスト削減に取り組み、地元の意見を十分に聞きながら事業を継続するよう強くお願いする。</p>									

事業位置図





河 第 342 号
平成28年8月22日

国土交通省
関東地方整備局長 殿

茨 城 県



関東地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針
(原案)の作成に係る意見照会について(回答)

平成28年8月3日付け国関整企画第83号により意見照会のあったことにつ
いて、別紙のとおり回答いたします。



(再評価)

(回答様式)

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	茨城県知事の意見
江戸川特定構造物改築事業(行徳可動堰改築)	継続	洪水時における江戸川の流下能力が高まることで、利根川の治水安全度が向上することから、行徳可動堰改築事業の早期完了を図るため、本事業の継続を希望します。 また、コスト縮減を図るとともに、地元の意見に配慮しながら事業を進めていただくようお願いいたします。

※貴職の意見を踏まえ、関東地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

建企 第16-17号
平成28年 8月17日

国土交通省
関東地方整備局長 様

群馬県知事 大澤 正明
(県土整備部建設企画課)



関東地方整備局事業評価監視委員会に諮る
対応方針(原案)の作成に係る意見照会について(回答)

平成28年8月3日付け国関整企画第83号で照会のあった標記について、
別紙のとおり回答します。



(再評価)

(回答様式)

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」案 ※	群馬県知事の意見
江戸川特定構造物改築事業(行徳可動堰改築)	継続	利根川及び江戸川の治水安全度の向上の促進を図る必要があることから、引き続きコスト削減を図るとともに、早期に事業を進めていただきたい。

※貴職の意見を踏まえ、関東地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

河砂第261号
平成28年8月17日

国土交通省
関東地方整備局長 様

埼玉県知事 上田 清甫



関東地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成に係る
意見照会について（回答）

平成28年8月3日付け国関整企画第83号の意見照会について、別紙のとおり回
答します。



(再評価)

(回答様式)

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」 案※	埼玉県知事の意見
江戸川特定構造物改築事業(行徳可動堰改築)	継続	行徳可動堰は洪水時に江戸川放水路へ洪水流を安全に流下させ、本県を含む上流の浸水被害を軽減する重要な施設である。 また、堰上流への塩水の遡上を防止し、埼玉県新三郷浄水場などにおいて安定した取水を可能にする施設でもある。 行徳可動堰を適正に管理するために老朽化した堰を改築する本事業は本県にとって重要な事業であると考えているので、引き続きコスト削減に十分留意し、事業を着実に進めていただきたい。

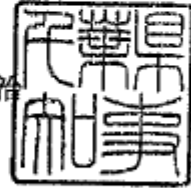
※貴職の意見を踏まえ、関東地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。



県土政第359号
平成28年8月18日

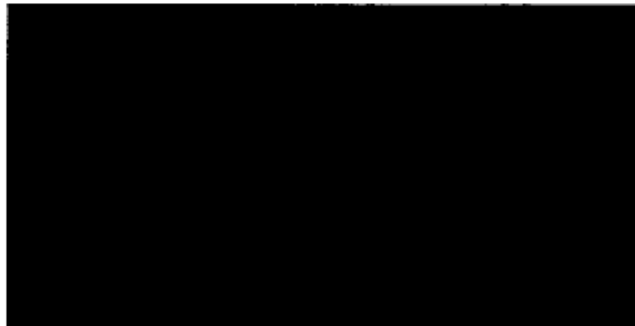
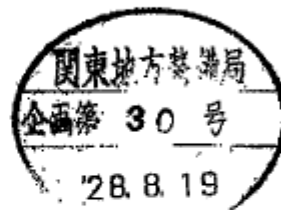
国土交通省関東地方整備局長 様

千葉県知事 鈴木 栄治



関東地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針
(原案)の作成に係る意見照会について(回答)

平成28年8月3日付け国関整企画第83号で照会のありました
標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



(再評価)

(回答様式)

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」 案※	千葉県知事の意見
江戸川特定構造物改築事業(行徳可動堰改築)	継続	行徳可動堰は、東京湾からの塩分遡上を防止し、安定した取水を可能にするともに、江戸川の洪水を安全に流下させるため、本県にとって治水・利水上必要な施設です。 可動堰の改築工事は、平成26年度に完成しておりますが、管理橋として利用することとなる県道市川浦安線 行徳橋架替は、国・県の共同事業として実施しております。 このことから、引き続き事業推進に取り組み、当該事業による早期効果を発揮するよう努めていただきたい。

【道路事業】

事業名	「対応方針(原案)」 案※	千葉県知事の意見
一般国道357号 東京湾岸道路(千葉県区間)	継続	一般国道357号東京湾岸道路は、経済や産業が集積している東京湾岸地域を連絡し、その交通を担う重要な幹線道路です。 近年、沿道地域においては、大型の物流施設や商業施設などの立地など経済活動の活発化に伴い、慢性的な交通渋滞をきたしている状況にあります。 そこで、慢性的な交通渋滞の緩和や交通安全の確保に向け、現在進めている事業を速やかに推進するとともに、更なる円滑な交通を確保するための対策について実施願いたい。

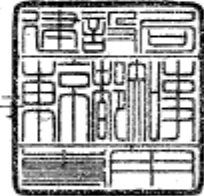
※貴職の意見を踏まえ、関東地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。



28建総企第175号
平成28年8月18日

国土交通省関東地方整備局長 殿

東京都知事
小池 百合子



関東地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針
(原案)の作成に係る意見照会について(回答)

平成28年8月3日付国関整企画第83号にて照会のありました標記の件について、別紙のとおり回答いたします。



(再評価)

(回答様式)

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」案 ※	東京都知事の意見
江戸川特定構造物改築事業(行徳可動堰改築)	継続	過去の水害実績や流域河川の人口・資産の集積状況に鑑みて利根川・江戸川の河川整備の果たす役割は非常に大きく、行徳可動堰の改築は治水能力の維持のために重要な事業である。 既に堰本体の老朽化対策・耐震対策は完了したところであるが、引き続き管理橋等残事業を着実に進めるとともに、コスト縮減に取り組み、地元の意見を十分に聞きながら事業を継続するようお願いする。

※貴職の意見を踏まえ、関東地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。